

たけおかだいとくべつし えんがっこうちゅうがくぶ
武岡台特別支援学校中学部

せ い と こ ろ え

生徒心得

みんなが^{たの}楽しく^{がっこうせいかつ}学校生活を送るためには、みんなが^{おく}ルールを守り、^{まも}お互いに^{たが}思い^{おも}やり^{きも}の気持ち^{わす}を忘れないことが大切です。「^{たいせつ}明るく、^{あか}仲良く、^{なかよ}たくましく」互^{たが}いに^{せっきよくてき}積極的に^{きょうりよく}協力して^{あか}明るい^{がっこうせいかつ}学校生活を目指し、^{めざ}中学部^{ちゅうがくぶ}の一員として^{いちいん}責任^{せきにん}のある^{こうどう}行動をとしましょう。



ちゅうがくぶ せいかつもくひょう
中学部の生活目標

- あいさつをしよう
- ^{じかん}時間^{まも}を守ろう
- ^{とも}友だちと^{なかよ}仲良くしよう

もくじ

I こうないせいかつ
校内生活

- 1 とうこう あさ かい 登校・朝の会 3
- 2 たいりょく 体力づくり 4
- 3 ぜんこうちょうかい がくぶちょうかい がくねんしゅうかい 全校朝会・学部朝会・学年集会 4
- 4 じゅぎょう 授業 4
- 5 きゅうしょくじかん 給食時間 5
- 6 ひるやす 昼休み 5
- 7 せいそう 清掃 5～6
- 8 げこう 下校 6
- 9 た その他 6～7

II こうがいせいかつ
校外生活 7～8III ふくそうきてい
服装規定 9～13IV きよかおよ とどけ
許可及び届 13～14

I 校内生活

1 登校・朝の会

- (1) 決められた服装で登校する。
- (2) 通学バス利用者は、5分前にはバス停に到着し静かにバスを待つ。
- (3) 運転手やバス介助職員の指示に従い、シートベルトを装着し、マナーを守って乗車する。
- (4) 自主通学生は、登校したら、朝自習や清掃活動に積極的に取り組む。
- (5) 欠席や遅刻する際は、必ず保護者から学校へ連絡してもらう。また、自主通学生は事故等により遅刻する場合、必ず保護者と学校に連絡をする。
- (6) バス降車後は、速やかに教室に移動する。(バスターミナル内は通行せず、校舎沿いに移動する。)
- (7) あいさつは、立ち止まって元気よくする。
- (8) 登校後は速やかにトイレや着替えなどを済ませ、朝の係活動や課題学習に取り組む。

2 体力^{たいりよく}づくり

- (1) 体育服^{たいいくふく}（ジャージ）で参加^{さんか}する。
- (2) 体調不良^{たいちょうふりょうなど}等で参加できない場合は、学級担任^{がっきゅうたんになん}に相談^{そうだん}し、指示^{しじ}を受ける^う。

3 全校朝会^{ぜんこうちょうかい}・学部朝会^{がくぶちょうかい}・学年集会^{がくねんしゅうかい}

- (1) 集合時間^{しゅうごうじかん}を守り、集まったら静か^{しず}に座^{すわ}って待つ^ま。（5分前^{ふんまえ}行動^{こうどう}）
- (2) 体育館^{たいいくかん}への出入り^では順番^{じゅんばん}を守り、靴^{くつ}はそろえて棚^{たな}に入れたり、通行^{つうこう}の妨^{さまた}げにならない所^{ところ}に置^おいたりする。

4 授業^{じゅぎょう}

- (1) 始業^{しぎょう}の合図^{あいず}と同時に授業^{じゅぎょう}が始^{はじ}められるよう、休み時間^{やすみじかん}に次^{つぎ}の授業^{じゅぎょう}の準備^{じゅんび}やトイレ等^{とう}をすませ、授業開始^{じゅぎょうかいし}のチャイム^なが鳴^なる前^{まえ}に着^{ちゃく}席^{せき}して静か^{しず}に待つ^ま。
- (2) 始^{はじ}まりと終^おわりのあいさつは元気良^{げんきよ}く行^{おこな}う。
「これから〇時間^{じかん}目の〇〇^めを始め^{はじ}ます、礼^{れい}。お願^{ねが}いします。」
「これで〇時間^{じかん}目の〇〇^めを終^おわります、礼^{れい}。ありがとございました。」
- (3) 勝手^{かって}に席^{せき}を離^{はな}れたり、教室^{きょうしつ}から出^でたりしない。（トイレなどへ行^いくときは、先生^{せんせい}の許可^{きょか}をもらう。）
- (4) 必要^{ひつよう}な学^{がく}習^{しゅう}用具^{ようぐ}（筆記用具^{ひっきようぐ}等^{など}）は自分^{じぶん}で準備^{じゅんび}する。忘^{わす}れた場合は、事前^{ばあい}、事^じ前^{ぜん}に学級担任^{がっきゅうたんになん}または担当教師^{たんとうきょうし}へ連絡^{れんらく}する。

5 給食時間

- (1) 給食当番以外の生徒は、4 時間目の学習後、トイレや手洗いを済ませ着席して静かに待つ。
- (2) 給食当番は、石けんで手を洗い、給食着・マスクを必ず着用する。
- (3) 給食室への入室は一行に整列し、他の人の通行の妨げにならないようにする。
- (4) 給食時間は 12 : 40 までとし、決められた時間までは教室で過ごす。
- (5) 食器や捨てるごみ等は、決められた場所に片付ける。

6 昼休み

- (1) 遊具を利用する際には、けがのないように安全に気を付ける。また、順番を守るなど、ゆずり合って遊ぶ。
- (2) 体育館の使用にあたっては、担任の先生と一緒に、体育館使用の決まりを守り、また、使用後は必ずモップを掛けるなど清掃を行う。
- (3) 立ち入りの禁止されている場所や人のいない教室（自分のクラス以外）へは入らない。

7 清掃

- (1) 5 校時終了後には掃除の準備を始め、14 時 30 分には終了できるようにする。
- (2) 時間いっぱい掃除に取り組む。

- (3) 掃除用具は大切に 扱い、後片付けまできちんとする。

8 下校

- (1) 机・イスの整頓、消灯、戸締りをする。
- (2) 通学バス利用者は帰りの会が終わったら速やかにバスに乗車し、シートベルトを着用して静かに待つ。
- (3) 自主通学生は、自主通学の決まりを守り、速やかに下校する。

9 その他

- (1) 所持品にはすべて記名し、学校に必要以外の金銭、物品（携帯ゲーム機器等の遊戯道具、マンガ等の娯楽雑誌、刃物等の危険道具、菓子等の食べものなど）は持っていない。
- (2) 校内の移動は、原則として右側を通行し、静かに移動する。（走ったり、他の人の迷惑になるような危険な行動をしたりしてはいけない。）
- (3) 登校してから下校するまで、許可なく校外に出ない。
- (4) 校舎内では上履きを使用し、トイレを使用するときはスリッパに履き替える。
次の人が使いやすいように、使用したスリッパは並べる。
- (5) 校舎内外の設備、備品等、公共物は大切に使う。もし、破損した場合は必ず先生に報告する。
- (6) 自分のクラス以外の教室に入室する場合は、必ず用件を伝え、許可を得

る。また、許可を得る際は、語先後礼（③、④を言った後に礼）の作法を心掛ける。

＜教室に入るとき＞

- ① 「〇年〇組、〇〇です。」
- ② 「〇〇先生に用事があります。入ってもよろしいですか。」
- ③ 「失礼します。」

＜教室から出るとき＞

- ④ 「失礼しました。」

(7) 丁寧な言葉遣いを心がけ、他の人への思いやりの気持ちをもって接する。

Ⅱ 校外生活

- 1 通学については、出発・帰宅の時刻を定め、一定の通学路を利用するようにする。
 - 2 交通のルールやマナーを守り、交通事故防止に心掛ける。
 - 3 外出するときは、「行き先」、「誰と行くのか」、「何をするのか」、
「帰宅時間」などを家族に必ず伝える。日没までに帰宅する。
 - 4 夜間外出及び外泊は、保護者と一緒である場合のみ認められる。日没をもって夜間とする。（日没の目安：2月～9月→18：30、10月～1月→17：30）
 - 5 友達の家に行くとき、保護者が留守の家には上がらない。また、保護者が留守のとき、勝手に友達を家に上げない。
 - 6 男女交際については、中学生としてふさわしい行動をする。
- (1) 男女1対1での外出は慎むようにする。

(2) 相手の家には行かないようにする。また、相手を家に上げないようにする。

(3) 人気のない場所や公園などには行かないようにする。

6 遊技場・その他の出入りについては、鹿児島地区生活指導連絡協議会での
確認事項に従う。

△…条件付き, ×…認めない

	場 所	か ひ 可 否	備 考
1	と 登 ざん 山	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
2	キャンプ・サイクリング	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
3	えい 映 が 画	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
4	ゲームセンター（コーナー）	×	
5	マンガ喫茶 インターネットカフェ	×	
6	カラオケ, ボウリング	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
7	ふく 複 ごう 合 型 かた 娛 楽 ご ら く し せつ 施 設	△	じょうき 上記4, 6に従う
8	スケートボード キックスケーター	△	たにん めいわく か 他人に迷惑を掛ける場所や路上は禁止
9	とう 等 しゅつえん テレビへの出演	△	がっこう きょか ひつよう 学校の許可が必要
10	かいすいよく 海水浴・プール	△	かいすいよくじょう かわ 海水浴場や川での遊泳は保護者同伴
11	なつまつ とう 夏祭り等	△	ほごしやどうはん 保護者同伴とし21:30までに帰宅

Ⅲ 服装規定

○ これまでの制服

1 服装については、学校指定の制服を着用する。

(1) 冬服 (11月初旬から)

男子・・学校指定のブレザー、
ポロシャツ、スラックス、
ベスト（紺またはグレー）、
ベルト（派手でないもの）

女子・・学校指定のブレザー、
ジャンパースカート、ブラウス
棒リボン

ふゆふく
冬服



(2) 中間服 (春・・・5月初旬から, 秋・・・10月中旬から)

男子・・・学校指定に準じたポロシャツ、
スラックス
ベルト

(冬服の上着を脱いだ状態)

女子・・・学校指定のジャンパースカート
ブラウス
棒リボン

(冬服の上着を脱いだ状態)

ちゅうかんふく
中間服



(3) ^{なつふく}夏服 (6月初旬から)

なつふく
夏服

^{だんし}男子・・・^{がっこうしてい}学校指定に準じた半袖のポロシャツ
スラックス, ベルト

^{じょし}女子・・・^{がっこうしてい}学校指定に準じた半袖ブラウス
^{はんそで}ジャンパースカート, ^{ぼう}棒リボン



○ ^{あたらし}新しい制服

1 ^{ふくそう}服装については, ^{がっこうしてい}学校指定の制服を ^{せいふく}着用する。

(1) ^{ふゆふく}冬服 (11月初旬から)

ふゆふく
冬服

^{だんし}男子・・・^{がっこうしてい}学校指定のブレザー

シャツ (^{うす}薄い^{みずいろ}水色), スラックス

ベスト, ベルト (^は派手でないもの)

^{じょし}女子・・・^{がっこうしてい}学校指定のブレザー

シャツ (^{うす}薄い^{みずいろ}水色)

スカートまたはスラックス

リボン



(2) 中間服 (春・・・5月初旬から、秋・・・10月中旬から)

男子・・・シャツ (薄い水色)

スラックス, ベルト

(冬服の上着を脱いだ状態)

女子・・・シャツ (薄い水色)

スカートまたはスラックス

ベルト (スラックス着用の場合)

(冬服の上着を脱いだ状態)

ちゅうかんふく
中間服



(3) 夏服 (6月初旬から)

男子・・・ポロシャツ (薄い水色)

スラックス, ベルト

女子・・・シャツ (薄い水色)

スカートまたはスラックス

ベルト (スラックス着用の場合)

なつふく
夏服



○ 体育服・ジャージ

- ・ 体育服・ジャージは本校指定のものを着用する。
- ・ 水着は派手な色や柄物を避け、授業にふさわしいものとする。なお、必ず水泳帽子も着用する。

2 制服^{せいふく}、体育服^{たいいくふく}は正しく着用^{ただ ちゃくよう}する。

(1) スラックスはベルト^{ちやくよう}を着用する。

(2) スカートの長さ^{なが}はひざの中央^{ちゅうおう ひょうじゅん}を標準とする。

(3) ポロシャツ、カッターシャツはスラックス^{なか い}の中に入れる。

※ 新^{あた}しい制服^{せいふく}の半袖^{はんそで}ポロシャツについては、入れ^いなくてよい。

(3) シャツの下^{した}に着^きる肌着^{はだぎ}は派手^{は で}な色^{いろ}や柄物^{がらもの}を避^さける。

(4) 肌着^{はだぎ}や下着^{したぎ}（スパッツ等^{とう ふく}を含む）は、衣服^{いふく}から見え^みないようにする。

(5) 靴下^{くつした}は派手^{は で}な色^{いろ}や柄物^{がらもの}を避^さける（ワンポイント可^か）。また、冬期^{とうき}に限り黒^{かぎ しろ}で

無地^{む じ}のタイツ等^{とう}の着用^{ちゃくよう}を認^みめる。黒^{くろ}タイツ等^{とう}を着用^{ちゃくよう}の場合^{ばあい}の靴下^{くつした}は、黒^{くろ}が望^{のぞ}ましい。

3 頭髪^{とうはつ}は、常^{つね}に清潔^{せいけつ}に整^{ととの}え、不自然^{ふしぜん}な髪^{かみ}の手入^{て い}れはしない。特に、次^{とく}の事項^{つぎ じこう}に

留^{りゅうい}意^いして本校生徒^{ほんこうせいと}としての品位^{ひんい}を保^{たも}つよう^{つと}に努^{つと}める。

(1) 髪^{かみ}は目^めにかからないよう^{なが}にし、長^{なが}くな^{むす}ったときは結^{むす}ぶよう^{むす}にする。

(2) 髪^{かみ}を結^{むす}ぶ際^{さい}はヘアゴム^{しょう}を使用^{は で}し、派手^{しょう}なカチューシャ^{しょう}などは使用^{しょう}しない。

(3) 髪^{かみ}を染^そめたり、ピアス^つを付^つけたりする^{みと}ことは認^{みと}めない。

4 防寒着^{ぼうかん ぎ}・かばん・靴^{くつ}・上靴^{うわぐつ}等^{など}について。

(1) 通学時^{つうがく じ}のコートやマフラー、手袋^{てぶくろ}等^{など}の防寒着^{ぼうかん ぎ}の着用^{ちゃくよう}は認^{みと}めるが、派手^{は で}な色^{いろ}

や柄物^{がらもの}を避^さけ、状^{じょうきよう}況^{おう}に^{ちやくよう}応^{ちやくよう}じたものを着用^{ちやくよう}する。

(2) 原則^{げんそく}校舎内^{こうしゃない}では防寒着^{ぼうかん ぎ}（コート、マフラー、手袋^{てぶくろ}）は着用^{ちやくよう}しない。体調^{たいちょう}

ふりよう ばあいとう こうしゃない ぼうかんぎ ちゃくよう みと
不良の場合等は、校舎内での防寒着の着用を認める。

(3) うでどけい ちゃくよう ばあい たんにん きよか え
腕時計を着用する場合は担任の許可を得る。

(4) きょうしつない お
タオルは教室内に置き、ポケットにはハンカチを入れておく。

(5) つうがくよう
通学用カバンは、リュックサック、てき とう
手提げカバン等とする。

- ・ かた
肩からかけるタイプのスポーツバッグ（エナメルバッグ）は可。
- ・ は で いろ がらもの さ
派手な色や柄物を避ける。

〈カバンの例〉



※ しゃしん れい
写真は例であり、このメーカーを推奨しているわけではありません。

(6) つうがくつ は で いろ がらもの
通学靴は派手な色や柄物でない運動靴（スクールシューズ）とする。うわぐつ
上靴

いっばん うわば きほん せいと じったい おう たいおう
は一般のスクール上履きを基本とし、生徒の実態に応じて対応する。

※ とくべつ じじょう ばあい ほごしゃ がっこう そうだん
特別な事情がある場合は、保護者が学校に相談する。

IV きよ か およ とどけ 許可及び届

1 つぎ じこう まえ がっこう きよ か しんせい ひつよう
次の事項については、前もって学校への許可申請が必要です。

(1) じしゅつうがく いちぶくかん ぜんくかん
自主通学（一部区間・全区間）

ア じしゅつうがく ばあい ほごしゃ せきにん もと じしゅつうがく れんしゅう おこな
自主通学をする場合は、保護者の責任の下で自主通学の練習を行い、

つうがくけいろ じこくなど かくにん じゅうぶん おこな あんぜん かく ほ
 通学経路や時刻等の確認を十分に 行い、安全が確保されていることを
 ぜんてい
 前提とする。

じしゅつがく ばあい いちぶくかん ぜんくかん じしゅつがくしんせいしよ
 イ 自主通学をする場合は一部区間、全区間にかかわらず「自主通学申請書」

およ じしゅつがくせいやくしよ ていしゅつ きよか ばあい じしゅつがく おこな
 及び「自主通学誓約書」を提出し、許可された場合のみ自主通学を行
 うことができる。

(2) 携帯電話の校内持込

がっこう もちこみ げんそく きんし じしゅつがくせい かぎ がっこう そうだん
 ア 学校への持込は原則禁止する。ただし、自主通学生に限り、学校に相談

けいたいでんわりようどけ ていしゅつ きよか ばあい もちこみ みと
 して「携帯電話利用届」を提出し、許可された場合のみ持込が認められ
 る。

がっこう もちこみ きよか もの こうない はい まえ かなら でんげん き
 イ 学校への持込を許可された者は、校内に入る前までに必ず電源を切り、
 こうない しょう
 校内では使用をしない。

がっこう もちこみ こうない き まも き まも
 ウ 学校への持込については、校内での決まりを守る。決まりを守れなかつ
 たり、マナーを守れなかったりした場合は、がっこう もちこみ きんし
 学校への持込を禁止する。

つぎ じ こう すみ がっきゅうたんになん とど で
 2 次の事項については、速やかに学級担任に届け出る。

(1) 欠席するとき。 (2) 遅刻したとき。 (3) 忌引きのとき。

こうない しせつせつびなど はそん
 (4) 校内の施設設備等を破損したとき。

こうない きんぴん しゅうとく ふんしつまた とうなん
 (5) 校内で金品を拾得、紛失又は盗難にあったとき。

じ こ た しんぺん いへん しょう
 (6) 事故その他、身辺に異変が生じたとき。

こうつう いはん た けいさつとう かんけいきかん しどう う
 (7) 交通違反やその他により、警察等の関係機関から指導を受けたとき。